

# 個別注記表

2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで

日本海発電株式会社

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ..... 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ..... 定額法によっている。  
② 無形固定資産 ..... 定額法によっている。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ..... 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。  
② 退職給付引当金 ..... 従業員の退職給付に備えて、規程に基づく当期末自己都合退職要支給額の100%を計上している。  
③ 役員退任慰労引当金 ..... 役員退任慰労金の支出に備えて、規程に基づく当期末要支給額を計上している。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、北陸電力株式会社に電気を供給することであり、北陸電力株式会社との契約に基づき電気を供給する履行義務を負っている。当該契約は電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の供給量により測定し、これに応じて収益を認識している。

### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

#### (追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い  
繰延税金資産は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計上している。

## 2 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。なお、これに伴う当事業年度の損益に与える影響はない。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はない。

### 3 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	736,723千円
構築物	10,116,272千円
機械装置	9,615,670千円
器具及び備品	6,156千円
合計	20,474,823千円

#### (2) 固定資産の補助金受入れによる圧縮記帳額

建物	181,358千円
構築物	3,396,649千円
機械装置	2,892,196千円
器具及び備品	230千円
土地	24,624千円
地上権	1,655千円
水利権	3,201千円
電気供給施設利用権	11,518千円
合計	6,511,434千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	186,244千円
② 短期金銭債務	202,502千円

### 4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高 (収益)	2,166,805千円
(費用)	142,659千円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	16千円
----------------------	------

### 5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の数	普通株式 82,000株
(2) 当期に行った剩余金の配当に関する事項	

2021年6月28日 定時株主総会決議

配当金の総額	246,820千円
1株当たりの配当額	3,010円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年7月30日

#### (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月開催予定の定時株主総会において決議予定

配当金の総額	270,600千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	3,300円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年7月29日

### 6 税効果会計に関する注記

#### 繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	17,073千円
減価償却費損金算入限度超過額	10,611千円
未払事業税	5,499千円
その他	1,358千円
合計	34,542千円

## 7 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、北陸電力グループキャッシュ・マネジメント・サービス（C M S）により短期的な資金の運用及び調達を行っている。

営業債権である売掛金は、取引先毎に期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
① 売 掛 金	186,244	186,244	—
② 短 期 貸 付 金	1,100,476	1,100,476	—
③ 買 掛 金	( 40,102 )	( 40,102 )	( — )

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示している。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当なし。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
売 掛 金	—	186,244	—	186,244
短 期 貸 付 金	—	1,100,476	—	1,100,476
買 掛 金	—	40,102	—	40,102

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### ・売掛金及び短期貸付金

売掛金及び短期貸付金は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

#### ・買掛金

買掛金は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

## 8 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との重要な取引は次のとおりである。

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	北陸電力株式会社	被所有 直接100%	電気の卸供給 役員の兼任	電気の卸供給 (注1)	2,166,805	売掛金	186,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 受給料金については総括原価又は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により定められた価格に基づき決定している。  
(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

## 9 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 138,296円84銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 6,600円42銭

## 10 その他の注記

資産除去債務の計上について

当社は三国風力発電設備において、借地契約を締結しており、それに伴う原状回復義務にかかる債務を有しているが、借地契約の更新については、貸手である北陸電力株式会社と協議することとなるため原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難である。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。